特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

令和８年１１月１１日
千　葉　県　教　育　庁
企画管理部教育総務課
電話　　043－223－4142

「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

１　改正概要

国特別職の期末手当の支給月数が改正されることとの均衡を考慮し、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び知事特別秘書の期末手当の支給月数を改正するほか、所要の規定整備を行うもの。

２　改正内容

知事等特別職の期末手当の年間支給月数を０．０５月分引上げ
≪現　行　３．５０月分　⇒　改正後　３．５５月分≫

（参考）期末手当の支給月数　　（単位：月分）

	現　行	R8改正後	R9以降
６月期	１．７５	１．７５	１．７７５
１２月期	１．７５	１．８０	１．７７５
年間	３．５０	３．５５	３．５５

３　施行期日

公布の日（令和８年１２月１日から遡及適用）
令和９年度以降の支給月数については、令和９年４月１日